

# 事 務 事 業 評 価

平成 25 年度

		担当課	産業政策課					
基本事項	事務事業名	企業立地雇用促進創出事業					整理番号	1301
	根拠法令等	島原市企業立地の促進及び雇用の創出に関する条例			実施を義務付ける規定	○あり ●なし		
	関連する市勢振興計画の基本計画	章	第5章 「農漁商観」が融合した活力ある産業をつくる	予算科目	7: 款 1: 項 2: 目	●継続 ○新規		
		節	第3節 商工業の振興	事業区分	助成・育成			
事業の目的・実施状況等	事業の背景 (課題、市民の要望等)	産業の振興と雇用の創出のためには、新たな企業の立地と地場企業の拡大が肝要であるが、これまで島原市内での動きは低調であった。一方、他市においては、手厚い奨励制度を挺子に企業誘致に積極的に取り組んでおり、都市間競争である企業誘致で本市は極めて不利な状況にあった。ついでには、他市に負けない奨励措置を講じて企業誘致の競争に耐える態勢を整えるとともに、これまで活発とはいえなかった地場企業の活性化を図ろうとするものである。					計画期間	始期 平成 24 年から 終期 平成 年まで
	事業の対象 (誰に・何に対して) 目的 (どのような状態にしたいのか)	事業所の新設や規模の拡大等が行われることにより、本市産業界の経済活動の活発化と、新規雇用(特に若年者)の拡大を図る。						
	目的達成のための 具体的手段・方法	下記各種奨励金の交付 立地奨励金: 事業所の設置に当たり取得した土地、家屋、償却資産に係る固定資産税相当額を、3年間交付。 施設整備奨励金: 事業所設置に係る投下固定資産額に新規雇用者数に応じた次に掲げる率を乗じた額を、1回交付。 1~10人=5%、11~20人=6%、21~30人=7%、31~40人=8%、41~50人=9%、51人~=10% 土地家屋賃借奨励金: 事業所の設置に係る土地家屋の賃借料の25%を、3年間交付。 雇用奨励金: 事業所設置に伴う市内に住所のある新規の雇用者1人につき、正規雇用者50万円、短時間雇用者25万円を、1回交付。						
	成果指標 (目的達成度を図るものさし)	名 称 等 ( 内 容 )		単位	23 年度	24 年度	25 年度	
		① 投下固定資産額	目標 実績 達成率	千円		350,000	561,578	
	活動指標 (目的達成のために 行った活動実績)	① 指定数 過年度分は申請に対し実際に指定を行った数値 今年度分は相談を受けている事業実施予定数と新規分としての想定数との合計値		目標 実績	件	8	5	
②		目標 実績						
事業費等の推移	年度		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
	区分		実績値	実績値	実績値	実績値	予算	計画
	① 直接事業費(千円)					108,393	136,976	
	財源内訳	国 県 支 出 金						
		地 方 債						
		そ の 他						
		一 般 財 源	0	0	0	108,393	136,976	0
② 従事職員給与費 b1×b2		0	0	0	5,312	5,265	0	
従事職員数(人) b1		0.00	0.00	0.00	0.73	0.73	0.00	
職員平均人件費 b2		7,162	7,168	7,236	7,277	7,213		
事業費合計 ① + ②		0	0	0	113,705	142,241	0	

【1次評価】

事務事業の評価項目と評価の視点		評価内容（判断理由、課題等）	
必要性	①社会環境の変化や市民ニーズに照らして、事業の必要性が薄れていないか	A=薄れていない B=一部薄れている C=薄れている 本市経済の活性化と雇用の増大は変わらぬ懸案である。	判定 A
	②事業を民間(NPO、市民、ボランティア等)に実施させることはできないか	A=市以外での実施は困難 B=一部民間での実施可能 C=民間での実施可能 事業所を設置する事業者への奨励措置の事業であるため、民間事業になじまない。	A
	③対象者は事業目的に見合っているか。また、事業を取り巻く時代変化や制度改正など、環境の変化に適応しているか	A=概ね適切 B=改善の余地あり C=見直しが必要 既存地場企業の市場を侵さず広く外部から所得を呼び込む業種を対象とする	A
有効性	④成果指標の達成に十分寄与する手法がとられており、結果として目的が達成されているか (成果指標と連動させること A=達成 B=概ね達成 C=未達成)	A=達成している B=一部達成している C=あまり達成していない 投下固定資産額も新規雇用者数も、目標をはるかに上回る効果をあげている。	A
	⑤事業効果をさらにあげる余地はないか	A=効果向上の余地はない B=一部検討の余地がある C=検討の余地がある 今後、企業立地の動向によっては、奨励金の種類・額等再検討の可能性はある。	B
効率性	⑥事業実施により、費用や業務量に見合った活動結果が得られているか (活動指標と連動させること A=達成 B=一部未達成 C=未達成)	A=得られている B=一部得られている C=見直しが必要 事業者からの申請に対し、要件に基づく審査の結果適正と認められるものに指定を行っている。	A
	⑦必要な活動結果がより少ない費用や業務量で得られる手法に代えられないか	A=現行以上の手法はない B=一部検討の余地がある C=検討の余地がある 増設等軽易な案件の申請に対しては、審議会の開催を省略する等検討の余地あり。	B
	⑧組織間の連携や役割分担に改善の余地はないか	A=改善の余地はない B=一部改善の余地がある C=改善の余地がある 市から事業者へ直接奨励措置を実施するもので、他に介入する組織等はない。	A
公平性	⑨事業の対象者全員に偏りなくサービスが提供されているか 全体コストから見て受益者の負担割合は適切か 使用料等の見直しの余地はないか	A=概ね適切 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要 指定に際しては、内部審査のほか学識者等による新議会により妥当性を担保している。また、事業者は奨励金額よりはるかに大きな投資を行っている。	A
⑩市民参加、市民協働が配慮されているか、市民参加を拡大する余地や、新たに取り組む余地がないか A=概ね適切・現状維持 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要			
判定評点平均（3点満点） A=3、B=2、C=1、「-」=0として換算			2.78

◎ 総合自己評価（所管部署）

評価結果	<input checked="" type="radio"/> A 継続実施(特段の見直しは行わない) <input type="radio"/> B 改善・見直しを行う <input type="radio"/> B1 事業規模の拡充 <input type="radio"/> B2 事業規模の縮小 <input type="radio"/> B3 事業内容の改善・見直し <input type="radio"/> B4 その他の見直し <input type="radio"/> C 休止(隔年実施などへの変更) <input type="radio"/> D 廃止(終期の設定等を含む)	判断理由	<p>本事業は、本市における事業活動の活性化と雇用の増大を促すためのものであり、初年度の平成24年度では極めて大きな投資と新規雇用を生んでいる。今後ともこの方向性は堅持すべきものと思われる。</p>
	<p>今後の課題及び改善策、見直しの状況</p> <p>(実施上の課題等) 事業実施に係る奨励措置に交付基準等の細かな規定について今後さらなる整備を図る必要がある。</p>		
<p>・総合評価で、「見直し・改善」を行うとした場合、見直しを行う上での今後の課題や事務事業の改善・見直しを行うことにより予想される効果も併せて記載ください。          ・本年度の事業を実施するにあたり、事業内容等の見直し(改革・改善、終期の設定など)を行っている場合は、その内容についても記載ください。</p>			

【2次評価】

総合判定	B3見直しのうえで実施 ⇒ 事業内容の改善
備考	多額の一般財源負担を伴う事業であり、企業立地の動向を見ながら、事業成果を費用対効果の面で十分に検証しながら、事業内容の見直しを図る必要がある。本市経済の活発化と若年層の新規雇用拡大が本事業の実施目標であれば、原則、施設整備の請負業者に市内業者の活用を図ることや新規雇用要件に年齢制限が設けるなど、目的達成に向けた方策を検討すべきである。

【3次評価】

総合判定	
備考	

評価結果を踏まえた次年度予算への反映状況		
① <input type="checkbox"/> 事業費縮減(事業の見直し)	③ <input type="checkbox"/> 成果向上に向けた事業費増加	↓ 予算措置額の増減
② <input type="checkbox"/> 民間委託等によるコストの縮減	④ <input checked="" type="checkbox"/> 事務の効率化による現状維持(事業内容の拡充)	△105,500(千円)